

【厚生関係】

1 健康福祉局

項 目	内 容								
1 高齢者公共交通機関利用助成 【高齢福祉課】	1 見直しの方向 本事業については、高齢者の日常生活支援策の本格的な事業展開に向けた検討とあわせ、引き続き、見直しを検討してはどうか。 2 事務・事業の概要 高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるきっかけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費を助成している。 (平成5年度事業開始) 対象者：9月1日現在、広島市に住所を有する満70歳以上の高齢者 (所得制限あり。平成27年度助成決定者約13万人) 【助成(利用券交付等)の内容(主なもの)】 <table border="1" data-bbox="518 750 1436 952"><thead><tr><th>区 分 (選 択)</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>パスピーを利用した助成</td><td>6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。</td></tr><tr><td>JR(鉄道)回数券引換券</td><td>1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)</td></tr><tr><td>タクシーチケット</td><td>500円券×12枚=6,000円(助成上限額)</td></tr></tbody></table> 3 見直しの理由 (1) 本事業は、高齢者の社会参加を促進するために実施しているが、対象となる高齢者の生活支援ニーズの差異に着目することなく、一律に公共交通機関の利用に要する費用の一部を助成している。 (2) 一方、今後、さらなる高齢化の進展に応じ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるようにするため、高齢者一人一人の実情に即した生活支援の充実を図っていくことが求められている。 (3) こうした中、本市で一昨年度から実施している「高齢者地域支え合いモデル事業」(以下「モデル事業」という。)は、地域団体等が主体となる高齢者の見守り活動を基本としながら、個々の高齢者のニーズをきめ細かく把握し、必要な支援に繋ぐものであり、順次実施地域を拡大している。今期(第6期)の高齢者施策推進プランでは、平成29年度に全ての地域包括支援センター(41か所)でモデル事業の取組を行うこととしている。 (4) また、モデル事業等を通して把握されたニーズへの対応については、昨年6月に介護保険法が改正され、要支援者等に対して住民団体等の多様な主体が生活支援サービスを提供するとともに、対象者を限定しない住民主体の介護予防活動を育成・支援するなど、多様なサービスや場の提供を行う「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)を実施することになった。本市では平成29年4月から事業開始することとしている。 (5) モデル事業の取組や総合事業の実施によって、高齢者の個別の生活支援ニーズにきめ細かく対応していけるようになることから、これらの事業の本格実施と一体のものとして、本事業は見直す必要がある。 今後、総合事業の準備を進める過程で、充実したサービスを提供できるような仕組みづくりなどを検討する。	区 分 (選 択)	内 容	パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。	JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)	タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)
区 分 (選 択)	内 容								
パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。								
JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)								
タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)								

項 目	内 容
	<p>4 平成27年度当初予算額 6億1,783万6千円</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>

項 目	内 容									
<p>2 乳幼児等医療費補助 【保険年金課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、子育て環境の充実を図るという観点に立って、対象年齢を拡大するとともに所得に応じた一部負担金の見直しを一体的に行うことにはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>(1) 乳幼児等医療費補助制度は、昭和48年度に制度を創設し、一定の所得制限のもとに、未就学児と小学1・2年生の発達障害児を対象に実施しており、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担金相当額から受給者の一部負担金を控除した額を補助している。 所得制限額は、改正前の児童手当の所得制限額に拠っており、扶養人数が2人の場合は、給与所得ベースで616万円（給与収入ベースで817万8千円）となっている。（平成27年3月末現在で、未就学児の85%（6万7,193人）が受給）</p> <p>(2) 一部負担金については、本市独自の措置により入院については負担がなく、通院についても初診料算定時に限定している。これにより、県補助制度との差額3億2,800万円を単市で措置している。</p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="507 996 1439 1167"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月14日までを自己負担）</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>初診料算定時に500円</td> <td>1日500円（月4日までを自己負担）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 乳幼児等医療費補助については、子育て環境を充実させる施策として、対象年齢を拡大すべきとの要望がある。</p> <p>(2) 一部負担金については、主に所得の低い世帯における受診抑制に配慮しつつも所得に応じた負担が行われるようにする必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本事業については、子育て環境の充実を図るという観点に立って、対象年齢を拡大するとともに所得に応じた一部負担金の見直しを一体的に行うことを検討する必要がある。</p> <p>4 平成27年度当初予算額 18億2,235万1千円（扶助費）</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討に合わせて算出する。</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）	通院	初診料算定時に500円	1日500円（月4日までを自己負担）
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）								
通院	初診料算定時に500円	1日500円（月4日までを自己負担）								

項 目	内 容								
	<p data-bbox="454 257 566 291"><参考></p> <p data-bbox="470 302 1189 336">現時点での検討に当たっての考え方は次のとおりである。</p> <p data-bbox="454 380 622 414">1 対象年齢</p> <table border="1" data-bbox="470 414 1444 705"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 414 885 459">現 行</th> <th data-bbox="885 414 1444 459">考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 459 885 705"> 入院・通院とも 未就学児、小学1・2年生の発達障害児 </td> <td data-bbox="885 459 1444 705"> 子育て環境の充実を図るという観点から、他の子育て施策の実施状況も踏まえ、現下の市の財政状況等を考慮した上で、対象年齢の拡大を図ることとしてはどうか。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="454 750 646 784">2 一部負担金</p> <table border="1" data-bbox="470 784 1444 1120"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 784 885 828">現 行</th> <th data-bbox="885 784 1444 828">考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 828 885 1120"> 入院：なし 通院：初診料算定時500円 </td> <td data-bbox="885 828 1444 1120"> 入院については、保護者の費用負担が大きい ため、現行のままとすべきではないか。 一方、通院については、応能負担の観点から、 対象者の中でも比較的所得が高い保護者 については、相応の負担を求めているかどうか。 </td> </tr> </tbody> </table>	現 行	考 え 方	入院・通院とも 未就学児、小学1・2年生の発達障害児	子育て環境の充実を図るという観点から、他の子育て施策の実施状況も踏まえ、現下の市の財政状況等を考慮した上で、対象年齢の拡大を図ることとしてはどうか。	現 行	考 え 方	入院：なし 通院：初診料算定時500円	入院については、保護者の費用負担が大きい ため、現行のままとすべきではないか。 一方、通院については、応能負担の観点から、 対象者の中でも比較的所得が高い保護者 については、相応の負担を求めているかどうか。
現 行	考 え 方								
入院・通院とも 未就学児、小学1・2年生の発達障害児	子育て環境の充実を図るという観点から、他の子育て施策の実施状況も踏まえ、現下の市の財政状況等を考慮した上で、対象年齢の拡大を図ることとしてはどうか。								
現 行	考 え 方								
入院：なし 通院：初診料算定時500円	入院については、保護者の費用負担が大きい ため、現行のままとすべきではないか。 一方、通院については、応能負担の観点から、 対象者の中でも比較的所得が高い保護者 については、相応の負担を求めているかどうか。								

項 目	内 容									
3 ひとり親家庭等医療費補助 【保険年金課】	<p>1 見直しの方向 本事業については、ひとり親家庭等の現状・課題を踏まえた支援策の展開状況等をにらみつつ、引き続き一部負担金の見直しを検討することにはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>(1) ひとり親家庭等医療費補助は、昭和54年度に制度を創設し、ひとり親家庭の母または父及びその児童等を対象に、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担相当額を補助している。 所得制限額は、対象者と生計を同一にする扶養義務者全員の前年の所得税額が9万2,400円以下としており、扶養人数が1人の場合、給与所得ベースで303万8千円（給与収入ベースで447万6千円）となっている。（平成27年3月末現在で、ひとり親家庭世帯の61%（9,953世帯）が受給）</p> <p>(2) 一部負担金については、本市の独自措置により入院、通院とも負担がない。これにより、県補助制度との差額1億6,800万円を単市で措置している。</p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="536 1003 1439 1167"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月14日までを自己負担）</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月4日までを自己負担）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p> <p>3 見直しの理由 一部負担金については、県内のほとんどの市町が県の補助制度と同様に受給者に医療費の一部を負担させているが、本市においては、負担を免除している。 こうした現状は、県民としての公平負担や多額の財政負担という点で問題を生じることから、一部負担金の見直しを行う必要がある。 ただし、一部負担金の見直しに当たっては、県の補助制度があることを念頭に置きつつ、ひとり親家庭等の経済的な実態や乳幼児（未就学児）の健康面への影響に配慮する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本事業については、ひとり親家庭等の現状・課題を踏まえた支援策の展開状況等をにらみつつ、引き続き一部負担金の見直しを検討する必要がある。</p> <p>4 平成27年度当初予算額 8億8,487万6千円（扶助費）</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）	通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）								
通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）								